

# 令和2年度事業報告書

公益財団法人 豊田加茂環境整備公社

## I 総 括

令和2年度は、公益財団法人として法令等に定められた公益認定基準に適合し、健全で透明性の高いガバナンスによる法人運営を着実に実施しました。そして、長期的な経営戦略ビジョンに基づき、地域に対して将来にわたる安全安心な経営の一層の安定化を図るため、「平成27年度総合経営管理計画」について、廃棄物受入計画の策定、埋立容量の軽微変更（10%未満増量）及び浸出水処理施設の増強計画の策定等の経営環境の変化を反映させ、今後の経営指針となる「令和2年度総合経営管理計画」の策定を中心に事業を進めました。

廃棄物受入については、軽微変更後の埋立残余容量の検証を行うとともに、令和4年度の豊田市及びみよし市以外の廃棄物（域外廃棄物）の受入れ停止に向けた取り組みを継続し、搬入抑制を図ることができました。また、廃棄物の品質管理については、抜取検査実施期間の延長等を行い、品質管理を推進しました。

今後は埋立残余容量の管理を確実にを行い、社会的基盤施設としての機能・役割が期待される貴重な財産である最終処分場を安全かつ適正に運営し、計画的な埋立を実施してまいります。

また、浸出水処理施設の増強計画策定については、浸出水処理上、課題となっているホウ素処理に関して、新たな性能の高い処理方法（特許出願）を増強計画に反映した結果、施設規模の縮小を図ることができ、課題であった施設配置について、現事業地内での施設配置が可能になる見込みとなりました。

そして地元地域とは、令和2年8月、12月及び令和3年3月に「御船産業廃棄物処分場連絡協議会」を開催し、水質等の環境モニタリング結果及び経営状況報告を行い、一層の信頼関係の構築に努めました。

今後とも「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」に規定する「公益目的事業の適正な実施による公益の増進」を図るべく、廃棄物の適正処理により、生活環境の保全及び産業の健全な発展に貢献してまいります。

## II 事 業

### 1 廃棄物の最終処分事業

#### (1) 廃棄物の適正処理に関する情報公開及び啓発活動の推進

##### ①情報公開の推進

- ・公社事業概要及び処分場の維持管理記録等の情報公開を行い、優良産廃処理業者認定制度に基づく優良事業者としての認定を更新。
- ・ホームページの次年度リニューアルを検討。

##### ②啓発活動の推進

- ・豊田スタジアムで予定されていた「とよた産業フェスタ」の開催中止により、出展を中止。

#### (2) 地域環境整備への貢献

##### ①環境美化活動の推進

- ・御船処分場下流域水路の草刈りを5月～10月の間、6回実施。
- ・御船川の草刈りを春（6月15日～17日）及び秋（9月5日～6日）に実施。
- ・令和2年6月18日及び9月8日に全職員で処分場周辺道路の環境美化を実施。
- ・地域の緑化及び清掃美化等の推進に協力するため、御船町自治区に花苗購入費用等を助成。

### (3) 適正な最終処分場運営管理の推進

#### ① 廃棄物品質管理の推進

- ・令和2年5月～7月、搬入企業等より廃棄物溶出検査結果の提出を受け、基準適合を確認。
- ・令和2年11月～12月、公社抜取検査を実施し、基準適合を確認。

#### ② 浸出水処理施設の長寿命化のための計画的な保全の継続

- ・令和2年11月～令和3年3月、生物処理槽B系列修繕工事を実施。
- ・令和2年6月～8月、ろ過ポンプ等修繕を実施。
- ・令和2年12月～令和3年2月、消石灰攪拌ポンプ等修繕を実施。

#### ③ 安全かつ効率的で計画的な埋立の実施

- ・埋立委託業者とのミーティングを重ね、効率的で計画的な埋立の実施。
- ・埋め立てられている廃棄物（鉱さい）の活用を図り、埋立地盤の安定化を推進。

### (4) 中長期的経営活動

#### ① 総合経営管理計画の見直し

- ・令和2年4月～5月、軽微変更（令和2年1月）後の令和元年度末埋立残余容量の再検証。
- ・令和2年10月～令和3年3月、「平成27年度総合経営管理計画」策定後の経営環境の変化を反映した「令和2年度総合経営管理計画」を策定。
- ・「令和2年度総合経営管理計画」策定にあたっては、埋立容量軽微変更を反映させた今後の受入・埋立計画及び浸出水処理施設増強等計画に係る設備投資費用等を反映。

#### ② 浸出水処理施設増強計画の策定

- ・令和2年9月～令和3年3月、処分場建設時のコンサルタント、浸出水処理施設のプラントメーカーの専門家を入れた検討プロジェクトチーム会議を7回開催。
- ・令和2年3月に考案した新たな性能の高いホウ素除去処理方法について、実機テストの継続及び改良の推進。
- ・令和2年11月、新ホウ素除去処理方法について、プラントメーカーとの特許共同出願を行い、技術防衛。
- ・令和2年4月、長期安定的な浸出水処理施設の運転を図るため、運転管理の委託化。

### (5) 地域環境保全の推進

#### ① 環境モニタリングによる継続監視

- ・環境・水質調査を定期的に行い、その結果を地元地域、関係機関に報告。結果は異常なし。

## 2 循環型社会推進事業

### (1) 豊田市緑のリサイクルセンター受託事業

#### ① 生産管理の見直し

- ・年間の堆肥生産量は、対前年度比13%増の1,051トンを達成。
- ・生産管理を見直し、堆肥の原料となる刈草・剪定枝の投入量増加。

#### ② 豊田市の設備更新計画への対応

- ・令和3年1月、圃場の活用方法の提案、試験運用開始。
- ・堆肥生産に不可欠な散水を安定的に行うため、豊田市へ浄化槽の清掃を提案、実施。

## Ⅲ 運 営

### 1 理事会（開催場所：豊田加茂環境整備公社会議室）

回 数	開催年月日	議 案	審議結果
第 20 回	R 2 . 5 . 2 9	(1) 経営安定化資産引当金の取崩しの承認について (2) 令和元年度事業報告及び附属明細書の承認について (3) 令和元年度決算の承認について (4) 評議員及び役員の報酬等に関する規程の改正案の承認について (5) 評議員候補者の決定について (6) 理事候補者の決定について (7) 定時評議員会の招集及び提出議案について	可 決 可 決 可 決 可 決 可 決 可 決 可 決
第 21 回	R 2 . 6 . 2 2	(1) 専務理事の選定について	可 決
第 22 回	R 2 . 1 2 . 2 2	<u>【決議の省略の方法による】</u> ◆三宅理事長が理事及び監事の全員に対して、提案書を発し、書面により理事の全員から同意の意思表示を、監事の全員から異議がないことの意味表示を得たので、法律及び定款の規定に基づく「理事会の決議の省略の方法」により、決議された。 (1) 公益財団法人豊田加茂環境整備公社事務局長の解任について (2) 公益財団法人豊田加茂環境整備公社事務局長の選任について	可 決 可 決
第 23 回	R 3 . 3 . 2 5	(1) 令和 3 年度事業計画(案)及び収支予算(案)の承認について (2) 施設増強準備資金への積立の承認について	可 決 可 決

### 2 評議員会（開催場所：豊田加茂環境整備公社会議室）

回 数	開催年月日	議 案	審議結果
第 8 回	R 2 . 6 . 2 2	(1) 経営安定化資産引当金の取崩しの承認について (2) 令和元年度事業報告及び附属明細書の承認について (3) 令和元年度決算の承認について (4) 評議員及び役員の報酬等に関する規程の改正案の承認について (5) 評議員の選任について (6) 理事の選任について	可 決 可 決 可 決 可 決 可 決 可 決

## Ⅳ 附属明細書

令和 2 年度事業報告には、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則」第 3 4 条第 3 項に規定する附属明細書「事業報告の内容を補足する重要な事項」が存在しないので作成しません。